

## ケーブルテレビ利用契約約款

株式会社日本ネットワークサービス(以下「当社」といいます。))は、当社が定めるケーブルテレビ利用契約約款(以下「本約款」といいます。))に基づき、当社が設置する有線一般放送用施設によるサービスを提供します。

### 第1条(当社が提供するサービス)

当社は、定められた業務区域内において次の各号に定めるサービス(以下「基本サービス」といいます。))を提供します。

- (1)当社が定める放送事業者のテレビジョン放送、ラジオ放送、データ放送の同時再放送
- (2)当社が編成する自主放送
- (3)その他当社が別途定めるサービス

2.当社は、10MHzから55MHz、70MHzから770MHz、950MHzから2681MHz間の周波数を使用して基本サービスを提供します。

3.当社は基本サービスの内容を変更することがあります。この場合、当社は変更によって生じる損害の賠償には応じかねます。

### 第2条(約款の変更)

当社は、当社ホームページへの掲載等当社所定の方法で予め加入者に対して変更内容を通知することにより、本約款を変更することができます。この場合、料金及びその他提供条件は変更後の本約款によります。

### 第3条(利用契約の単位)

当社は、基本サービスの提供を受ける者(以下「加入者」といい、契約者と使用者を総称したものとします。))と契約(以下「利用契約」といいます。))を締結することとし、住宅(一般住宅・分譲集合住宅・賃貸集合住宅)及び非住宅(旅館・ホテル・病院・事業所等)について引込線一回線ごとに行います。

2.引込線一回線を複数の者が共用する形態の建物の利用契約は、住宅・非住宅問わず、当該建物の所有者または代理となる者が一括して行うものとします。

### 第4条(初期契約解除制度)

契約者は、サービスの提供開始日から起算して8日を経過するまでの間、書面により契約の解除(以下「初期契約解除」といいます。))を行うことができます。なお、その効力は契約者が当該書面を当社に発したときに生じます。

2.前項の場合、当社は契約者に対し、本契約の解除までの期間において提供したサービスの料金、事務手数料、及びサービス提供のために必要な工事を実施している場合における当該工事費用等、法令の定める範囲に限り請求できるものとします。

3.本契約に関して当社が金銭等を受領している場合、当該金銭等(前項で定める料金等を除きます)をお客様に返還します。

4.当社は、次の各号に該当するときには、契約を解除できる旨を記載した書面を交付します。この場合、契約者が当該書面を受領した日から起算して8日間は契約を解除することができます。

- (1)当社が初期契約解除について不実のことを告げたことにより、契約者が告げられた内容が事実であると誤認したとき
- (2)当社が交付した書面に初期契約解除の記載がなかったとき

### 第5条(利用契約の成立)

利用契約は、基本サービスの契約者になろうとする者(以下「加入申込者」といいます。))が予め利用契約の内容を承認のうえ、当社が別に定める契約書(以下「利用契約書」といいます。))を提出し、当社が承諾したときに成立したものとします。ただし当社は利用契約書の提出があった場合でも、次のいずれかに該当する場合には承諾しないことがあります。

- (1)施設の構築あるいは保守が、技術上または当社の業務遂行上著しく困難なとき
- (2)加入申込者が、利用契約に係る義務を怠る、あるいは怠るおそれがあることが明らかであるとき

(3)加入申込者が、当社への債務の履行を現に怠り、または怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき

(4)利用契約書への記載事項に不備がある、あるいは虚偽の事実を記載したとき

(5)加入申込者が、未成年者、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られないとき

(6)その他当社の業務遂行上著しい支障があるとき

### 第6条(料金等)

当社が提供する基本サービスに係る料金は、別表の料金表に定めるところによるものとし、加入者は、その態様に応じて当社が請求する料金の支払いを要するものとします。ただし、平成21年3月31日以前の増設契約(集合住宅・ホテル・旅館・事業所・店舗等)についてはこの限りではありません。

2.加入者は、その契約に基づいて当社が基本サービスの提供を開始(基本サービスを休止している加入者が、再開を行った場合も含みます。))した日の属する月から起算して、契約の休止、停止、若しくは解約があった日の属する月までの期間(提供を開始した日と休止、停止、若しくは解約があった日が同一の月である場合には1か月間とします。))について月額料金の支払を要します。

3.本契約における月額料金の支払い単位は月ごととし、日割り計算は行いません。

4.加入者は、当社が請求する料金を、当社が指定する期日・方法により、遅滞なく支払うものとします。なお、金融機関に振り込む場合などの手数料は加入者が負担するものとします。

5.加入者は、料金の支払い期日を遅延した場合、支払うべき金額に対し、支払い期日の翌日からその完済に至るまで年14.6%の割合で計算した額を遅延損害金として、当社に支払うものとします。

6.当社の料金計算においては、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨てます。

7.当社は、基本サービスの提供開始後、本約款に定める場合を除き、一切の返金には応じません。

8.当社が定める料金には、日本放送協会(NHK)の受信料(地上契約、衛星契約)は含まれません。

### 第7条(地位の承継)

相続または法人の合併等により、利用契約に係る地位を承継しようとする場合、その地位を承継する者(新たに契約者になろうとする者)は当社所定の書式により届け出るものとし、当社の承認を得た上で、利用契約に係る地位を新たな契約者に承継(以下「名義変更」といいます。))することができます。

2.前項の名義変更による新たな契約者は、利用契約に係る一切の義務を承継するものとします。

### 第8条(移転・移設)

加入者は、利用契約に基づく引込線(受信用光伝送装置(以下「ONU」といいます。))も含みます。))の設置場所の変更を、当社所定の書式により請求することができます。

2.前項の請求を行う場合、当社は移転または移設として取り扱い、当社は第5条(利用契約の成立)の規定を準用します。この場合において、「加入申込者」とあるのは「加入者」と、「利用契約書」とあるのは「変更の請求」とそれぞれ読み替えるものとします。

3.前2項に定める変更に係る費用は料金表に定めるとおりとし、当該加入者はこれを支払うものとします。

### 第9条(利用契約書の記載事項変更)

加入者は、前二条のほか、利用契約書の記載事項に変更があったときは、これを証明する書類を添えて当社所定の書式により当社に速やかに届け出るもの

とします。

#### 第10条(休止)

加入者が基本サービスを休止しようとするときは、当社所定の書式により、当社に届け出るものとします。

- 2.維持費を年間前納している加入者が前項の届出を行った場合、当社は前納されている金額から第6条(料金等)第2項の規定に基づいて算出した加入者が支払いを要する金額を差し引いた残額を当該加入者に返金します。
- 3.第1項による休止をした加入者が、基本サービスの再開をしようとするときは、当社所定の書式により、当社に届け出るものとします。
- 4.加入者は、休止に際して、当社に対する料金の支払いなど一切の債務を履行するものとします。

#### 第11条(解約)

加入者は、利用契約を解約しようとするときは、当社所定の書式により、解約希望日の10日前までに当社に届け出るものとします。

- 2.維持費を年間前納している加入者が前項の届出を行った場合、当社は前納されている金額から第6条(料金等)第2項の規定に基づいて算出した加入者が支払いを要する金額を差し引いた残額を当該加入者に返金します。
- 3.加入者は、解約に際して、当社に対する料金の支払いなど一切の債務を履行するものとします。

#### 第12条(停止)

当社は、加入者が次のいずれかに該当するときは、第1条(当社が提供するサービス)に定めるサービスの全部または一部を停止することができるものとします。

- (1)当社が指定する期日を経過しても、当社が請求する基本サービスの料金等を支払わない(支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事務所以外において支払われた場合であって、当社がその事実を確認できないときを含みます。)など、当社に対する債務の履行を契約者が怠ったとき
- (2)前号に掲げるほか、当社が提供するすべてのサービスにおいて、その一部でも債務の履行を契約者が怠ったとき
- (3)当社が第1条で定めるサービスの提供にかかる設備等の更新のために加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入る必要がある場合で、当該加入者と連絡が取れない、あるいは、当該加入者が更新工事に同意しないなどの理由により設備等の更新ができず、かつ、設備等が更新できないことによって当該加入者に対する当社サービスの提供継続が困難なとき
- (4)当社または加入者の責に帰すべからざる事由により当社施設の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難で当社サービスの提供継続ができないとき

2.前項の適用をうけた加入者が、その停止の要因を解消した場合、当社は前項により停止したサービスの提供を再開します。なお、その停止の要因が前項(1)または(2)の場合には、サービス提供の再開に係る所定の費用を申し受けます。

- 3.第1項による基本サービスの停止後、その停止の要因を解消せずに、さらに3か月経過した場合は、当社はその利用契約を解除することができるものとします。
- 4.当社は、本条の規定によるサービスの停止あるいは利用契約の解除をしようとするときは、あらかじめ当該加入者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

#### 第13条(責任事項・免責事項)

当社と加入者の責任分界点はONUとし、責任分界点以降の加入者の設備

が起因となる障害、事故及び落雷などによる受信機の破壊について、当社は責任を負わないものとします。なお、ONUの動作維持に必要な電気料金等の費用は加入者が負担するものとします。ただし、当社が当社以外の共聴施設等を利用し、サービスを提供している場合は責任分界点等を別途定めることがあります。

2.当社は、次の各号に掲げる場合に加入者が何らかの不利益や損害を被っても、その責任は負いません。

- (1)天災・事変・衛星の故障・気象変動・フェージング等による干渉障害・その他当社の管理の及ばない事由により、基本サービスの利用に影響が生じた場合
- (2)当社の施設改修工事など、当社の事業運営上やむを得ない作業により、基本サービスの利用に影響が生じた場合
- (3)当社が、特定の契約者に対して基本サービスの停止あるいは解除を行い、当該契約者が当社以外の放送事業者等に支払う受信料や視聴料金等が払い戻されないなど事態が生じた場合

#### 第14条(受信異常)

当社は加入者から、基本サービスに異常がある旨の申し出があった場合は、速やかにこれを調査し、必要な措置を講ずるものとします。ただし、加入者の受信機及び受信設備に起因する受信異常についてはこの限りではありません。

2.前項の受信異常の原因が加入者の設備による場合、加入者はその改修に要する費用を負担するものとします。

3.加入者の故意または過失により当社の施設に故障が生じた場合、当該加入者はその施設の改修に要する費用を負担するものとします。

#### 第15条(便宜の供与)

加入者は、当社または当社の指定する者が施設の工事、検査、修復等を行うために加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等への立ち入りについて協力を求めた場合は、これに便宜を供与するものとします。

#### 第16条(利害関係者からの承諾)

加入者は、利用契約の締結において、地主・家主その他利害関係者があるときには予め必要な承諾を得ておくものとします。なお、このことに関して後日異議等が発生したときは加入者が責任をもって解決するものとします。

#### 第17条(禁止事項)

加入者は、次の各号に定める行為を行わないものとします。

- (1)基本サービスを加入者以外の第三者に分配・配線等により供給すること
- (2)本来の目的以外で当社の機器等を使用すること
- (3)基本サービスの享受を可能にする目的で、当社が設置した設備、機器等以外の不正な機器等を利用すること
- (4)個人的または家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、基本サービスを使用した不特定多数の者への映像等の上映、録画機その他の方法による複製及び係る複製物の上映、その他基本サービスに係る著作権及び著作隣接権等を侵害する行為
- (5)当社の事業運営上支障を来す行為
- (6)その他本約款に違反する行為

2.当社は、加入者が前項に違反したと認められる場合、当該加入者に通知の上、利用契約の解除もしくは第12条(停止)で定める停止の措置を講ずることができるものとします。ただし、加入者の転居等都合により通知が到達できない場合には、当社は当該加入者に通知することなく解除等相応の措置を講ずることができるものとします。

3.前項にかかわらず、本条第1項第1号から第3号に違反した場合は、加入者が当社のサービスの提供を受け始めた年月に遡り、その期間の料金を別途当社に支払うものとします。

## 第18条(反社会的勢力の排除)

契約者は、契約者が現在次の各号のいずれかにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1)暴力団
- (2)暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しないもの
- (3)暴力団準構成員
- (4)暴力団関係企業
- (5)総会屋等
- (6)社会運動等標ぼうゴロ
- (7)特殊知能暴力集団等
- (8)前各号の共生者
- (9)その他前各号に準ずる者

2.前項に該当することが判明した場合、当社は利用契約を解除できるものとします。

## 第19条(加入者に係る情報の取り扱い)

当社は、基本サービスを提供するために必要となる加入者に係る情報(「個人情報」といいます。以下、この条において同じとします。)を、適法な手段によって収集し、適切に取り扱うものとします。また、加入者等が当社に紹介する被紹介者についても、加入者に準じて取り扱います。

2.当社は、前項により知り得た個人情報(氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所、請求書の送付先等)、及びその他当社が別に定める加入者に関する情報を、当社ホームページ等で公表する業務の遂行上必要な範囲を越えて利用しないものとします。

3.当社は、前項の利用目的に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託あるいは提携事業者と共同利用する場合があります。

4.当社は、次の各号に定める場合を除き、本人以外の第三者に個人情報を提供しないものとします。

- (1)お客様本人から同意を得た場合
- (2)人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、お客様の同意を得る事が困難である場合
- (3)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、お客様の同意を得ることが困難である場合
- (4)国の機関若しくは地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、本人の同意をえることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合
- (5)裁判官の発布する令状により強制処分として捜索・押収等がなされる場合
- (6)警察、税務署等の法律上の照会権限を有する者からの照会(刑事訴訟法第197条、弁護士法第23条の2等)がなされた場合。ただし、通信の秘密に属する事項については提供しない
- (7)契約者のサービス利用に係る債権、債務の特定、支払い及び回収のために必要な範囲でクレジット会社等の関係機関に個人情報を開示する場合
- (8)個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)で認められている場合

## 第20条(契約者の責任)

契約者は、契約者自身はもとより利用契約書に記載する使用者及び支払者に及ぶ利用契約履行に関する事項について、一切の責任を負うものとします。

## 第21条(定めなき事項)

本約款に定めのない事項、あるいは疑義が生じた場合は、当社及び加入者は誠意をもって協議のうえ解決にあたるものとします。

附則(実施期日) 本約款は、平成25年1月1日より適用します。

附則(実施期日) 本約款は、平成27年12月1日より適用します。

附則(実施期日) 本約款は、平成28年5月21日より適用します。

附則(実施期日) 本約款は、平成29年5月15日より適用します。

附則(実施期日) 本約款は、平成29年10月1日より適用します。

附則(実施期日) 本約款は、令和3年10月1日より適用します。

附則(実施期日) 本約款は、令和4年6月1日より適用します。

附則(実施期日) 本約款は、令和4年6月30日より適用します。

附則(実施期日) 本約款は、令和8年7月1日より適用します。

## クレジットカード支払いに関する特約

1.加入者は、加入者が指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて料金等を支払うものとします。なお、維持費の年払いについては、クレジットカードでの支払いはできません。

2.加入者は、加入者から申し出のない限り、継続して前項と同様に料金を支払うものとします。また、加入者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、加入者が届け出たクレジットカード以外のクレジットカード番号で代金請求をした場合も前項と同様に支払うものとします。

3.加入者は、当社に届け出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。

4.加入者は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社または加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除されても異議を申し立てられないものとします。

「日本放送協会(NHK) 団体一括支払」に関する個人情報の共同利用について  
当社は、以下の範囲内で必要な場合に限り、厳格な管理・監督のもと個人情報を共同利用させていただきます。

### ①共同して利用する個人情報の項目

お客様の氏名、住所、電話番号、申込日、支払コース・NHK受信料の支払いコース・請求・支払い情報、当社およびNHK顧客番号など

### ②共同して利用する者の範囲

当社ならびにNHK

### ③共同して利用する者の利用目的

団体一括支払業務の履行のため、団体一括支払の利用申込書記載の情報ならびにNHKおよび当社が取得する団体一括支払利用申込者のNHK受信料の請求・お支払いに関する情報を共同して利用します。

(別表)

料金表

価格は消費税 10%込みの表示です

(1) 手続きに関する費用

	住 宅			非住宅
	一般住宅	分譲集合住宅	賃貸集合住宅	旅館・病院・事業所等
加入料金	引込線1回線につき 88,000円	0円	引込線1回線につき 88,000円	引込線1回線につき 88,000円
変更手数料	3,300円			

(2) 工事に関する費用

	住 宅			非住宅
	一般住宅	分譲集合住宅	賃貸集合住宅	旅館・病院・事業所等
標準工事費※注1	引込線1回線につき 17,600円			
回線接続費 ※注2	利用契約	引込線1回線につき 5,500円		
	再開 ※注3	引込線1回線につき 3,300円		
	移転	引込線1回線につき 5,500円		
移設工事費※注4	7,700円(引込線切詰の場合) / 5,500円(電源供給機等移設の場合)			
V-ONU取付費(1台毎) (電源供給機※注5含む)	6,600円			
電源供給機(1台毎) ※注5	2,200円			
その他の工事費	上記以外の費用については別途見積りの上算定します			

(3) 月額料金の費用

	住 宅			非住宅
	一般住宅	分譲集合住宅	賃貸集合住宅	旅館・病院・事業所等
維持費※注6	引込線1回線につき 3,300円/月	一戸につき 3,300円/月	引込線1回線につき 台数×3,300円/月×60% ※注7 (1台の場合は一般住宅を適用)	引込線1回線につき 5台まで3,300円/月 ※注7  引込線1回線につき 6台以上 台数×3,300円/月×20% ※注7

- ※注1 標準工事費:利用契約・再開・移転・移設等の手続きの形態を問わず当社設備から加入者宅へ引込線を敷設する工事にかかる費用となります。ただし、第14条(受信異常)3項に該当する場合は、その他工事費として扱ふものとし、別途見積りの上算定します。
- ※注2 回線接続費:当社設備から加入者宅までの引込線が既にあり、当社設備のみ接続する工事にかかる費用になります。
- ※注3 休止の状態から同一住所、同一加入者の再開工事を希望される場合の工事費となります。
- ※注4 変更前の設置場所と同一の構内または同一の建物内への変更する工事にかかる費用になります。
- ※注5 V-ONU動作維持に必要な電気を供給するための機器を指します。
- ※注6 年払い(年間前納)の場合、対象期間の起算月から11か月目までの維持費をお支払いいただきます。なお、日本放送協会(NHK)の受信料(地上契約、衛星契約)は含みません。
- ※注7 割引は引込線毎とし、台数=部屋数=戸数=分配数として算出します。

- 附則(実施期日) この料金表は、平成27年12月1日より適用します。
- 附則(実施期日) この料金表は、平成28年5月21日より適用します。
- 附則(実施期日) この料金表は、平成29年10月1日より適用します。
- 附則(実施期日) この料金表は、令和2年10月1日より適用します。
- 附則(実施期日) この料金表は、令和3年4月1日より適用します。
- 附則(実施期日) この料金表は、令和4年6月1日より適用します。
- 附則(実施期日) この料金表は、令和5年8月15日より適用します。
- 附則(実施期日) この料金表は、令和8年7月1日より適用します。

# STB及びCATV専門チャンネル利用契約約款

## 第1条(約款の適用)

株式会社日本ネットワークサービス(以下「当社」といいます。))は、当社が定めたSTB及びCATV専門チャンネル利用契約約款(以下「本約款」といいます。))及び別に定める料金表によりSTB及び専門チャンネル等サービスを提供します。

## 第2条(契約約款の変更)

当社は、契約者(当社と本約款に基づく契約を締結した者)に対して当社ホームページへの掲載等当社所定の方法によりあらかじめ変更内容を告知することにより、本約款の変更をすることができます。この場合、料金その他の提供条件は変更後の契約約款によります。

## 第3条(用語の定義)

本約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1. STB(セットトップボックス)	デジタル放送を受信するために使用する機器
2. 専門チャンネル等サービス	本約款に基づいて提供されるデジタル放送サービス
3. CATV専門チャンネル	本約款に基づいて提供されるデジタル放送サービスのうち、別表料金表内の表「月額利用料金」で定めるBS放送以外のチャンネル
4. 契約	本約款に基づいてSTB及び専門チャンネル等サービスの提供を受けることを目的として締結される契約
5. 基本サービス	当社が別に定める「ケーブルテレビ利用契約約款」による基本サービス
6. CASカード	B-CASカード及びC-CASカードの総称
7. B-CASカード	STBに挿入してSTBを制御する地上デジタル・BSデジタル放送用ICカード
8. C-CASカード	STBに挿入してSTBを制御するCATV専門チャンネル放送用のICカード
9. ACASチップ	STBに実装され、地上・衛星放送やCATV専門チャンネルに対応するACASのプログラムを書き込んだチップ
10. 保証金	集合住宅(団地含む)または賃貸契約物件の入居者が当社からSTBの貸与を受けて契約する場合の預り金

## 第4条(提供するサービス)

当社は、定められた業務区域内において、STBを経由し、次の各号に定める専門チャンネル等サービスを提供します。ただし、業務区域内においても施設の状況によりSTB及び専門チャンネル等サービスを提供できない場合があります。

- (1)当社が定める放送事業者のテレビジョン放送、ラジオ放送、データ放送の同時再放送
- (2)当社が編成する自主放送
- (3)その他当社が別途定めるサービス

2.第1項に定めるサービスの中には、視聴年齢制限を設けて提供するコンテンツがあり、契約者がSTBに設定する任意の暗証番号を用いることで視聴を制限することができます。この場合、暗証番号は契約者の責任において管理するものとし、当社は設定した暗証番号に関する契約者からの照会には対応できません。

## 第5条(契約の単位)

当社は、引込線の回線数を問わず、STBごとに契約を締結します。

## 第6条(契約の成立)

契約は、契約を申し込む者(以下「申込者」といいます。))が、当社所定の契約書を提出し、当社が承諾したときに成立するものとします。

2.当社は、申込者が次のいずれかに該当する場合には契約を承諾しないことがあります。

- (1)STB及び専門チャンネル等サービスを利用しようとする場所に、基本サービスが提供されていないことが判明したとき
- (2)専門チャンネル等サービスの提供あるいは保守が、技術上または当社の業務遂行上著しく困難なとき
- (3)申込者が、契約に係る義務を怠る、あるいは怠るおそれがあることが明らかであるとき
- (4)申込者が、当社への債務の履行を現に怠り、または怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき
- (5)契約書への記載事項に不備がある、あるいは虚偽の事実を記載したとき

(6)申込者が、未成年、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られないとき

(7)その他当社の業務遂行上著しい支障があるとき

3.契約の成立後、契約者が契約内容の変更を行う場合、当社所定の書式により当社に届け出るものとします。この場合、当社は前二項の規定に準じて取り扱います。

## 第7条(初期契約解除制度)

契約者は、専門チャンネル等サービスの提供開始日(前条第4項による変更の場合も含みます。))から起算して8日を経過するまでの間、書面により契約の解除(以下「初期契約解除」といいます。))を行うことができます。なお、その効力は、契約者が当該書面を当社に発したときに生じます。

2.前項の場合、当社は契約者に対し、本契約の解除までの期間において提供したサービスの料金、事務手数料、及びサービス提供のために必要な工事を実施している場合における当該工事費用等、法令の定める範囲に限り請求できるものとします。

3.本契約に関連して当社が金銭等を受領している場合、当該金銭等(前項で定める料金等を除きます)をお客様に返還します。

4.当社は、次の各号に該当するときは、契約を解除できる旨を記載した書面を交付します。この場合、契約者が当該書面を受領した日から起算して8日間は契約を解除することができます。

- (1)当社が初期契約解除について不実のことを告げたことにより、契約者が告げられた内容が事実であると誤認をしたとき
- (2)当社が交付した書面に初期契約解除の記載がなかったとき

## 第8条(受信用機器)

当社は、専門チャンネル等サービスを受信するために必要な機器であるSTB及びリモートコントローラー等の付属品を契約者に販売もしくは貸与します。

2.CASカードやACASチップの取り扱いについては、第9条(CASカードの取り扱い)及び第10条(ACASチップの取り扱い)の規定によるものとします。

3.当社が販売もしくは貸与したSTB及びリモートコントローラーについては、STB設置完了日から12か月間を保証期間とし、保証期間中に故障が生じた場合には、販売したSTBについては修理、貸与したSTBについては交換、その他の必要な措置を講ずるものとします。ただし、契約者がSTB及びリモートコントローラーを本来の用法に従って使用しなかったことが判明したときは、この限りではありません。また、当社が販売したもしくは貸与したリモートコントローラーが保証期間を過ぎ、交換が必要となった場合は別表の料金表に定めるところによるものとします。

4.契約者は、当社が必要に応じて行うSTBソフトウェアのバージョンアップなど、動作に必要となる作業の実施に同意するものとします。

5.専門チャンネル等サービスは、第1項によるSTBのみでご利用いただけます。

6.当社が認める場合を除き、契約者は貸与したSTBの交換を請求できません。

7.契約者は、STBを本来の用法に従いかつ善良な管理者の注意を持って使用するものとし、故意または過失により貸与したSTBを破損または紛失したときは、契約者は別表の料金表に定める損害金を当社に支払うものとします。

8.契約者は、解約または契約の解除がされたときは貸与を受けたSTB一式を速やかに当社に返還するものとします。なお、契約解除の日から1か月を過ぎて返却のない場合は、契約者は別表の料金表に定める損害金を当社に支払うものとします。

## 第9条(CASカードの取り扱い)

当社は、契約者に対してCASカードを貸与します。契約者は、解約または契約の解除がされたときは、速やかに当社にCASカードを返却するものとします。

2.B-CASカードの取扱いは、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズが定める「CATV専用B-CASカード使用許諾契約約款」によります。

3.C-CASカードは当社に帰属し、契約者が当社の手配による以外のデータ追加及び変更ならびに改ざんする事を禁止し、それらが行われたことによる当社及び第三者に及ぼされた損害・利益損失は契約者が賠償するものとします。

4.契約者は、CASカードを破損または紛失した場合は、直ちに当社に通知し、当社が再発行することを不適と認めた場合を除き、CASカードの再発行を受けることができます。この場合、契約者は別表の料金表に定める再発行に要する費用を負担するものとします。

## 第10条(ACASチップの取り扱い)

ACASチップが搭載されたSTBの機能不全により視聴障害が発生した場合は、第8条(受信用機器)3項に準じて取り扱うものとします。

2.ACASチップが搭載されたSTBにおける契約内容の登録や変更は、STBごとに搭載されているACAS番号により行うものとします。

#### 第11条(料金等)

当社が提供するSTB及び専門チャンネル等サービスに係る料金は、別表の料金表に定めるところによるものとし、契約者は、その態様に応じて当社が請求する料金の支払いを要するものとします。

2.契約者は、本契約に基づいて当社がSTB及び専門チャンネル等サービスを開始した日から起算して、契約の停止、若しくは解約があった日の属する月の末日までの期間(提供を開始した日と停止、若しくは解約があった日が同一の月である場合には1か月間とします。)について月額料金の支払いを要します。

3.契約者は、当社が請求する料金を、当社が指定する期日・方法により、遅滞なく支払うものとします。なお、金融機関に振り込む場合などの手数料は契約者が負担するものとします。

4.契約者は、料金の支払い期日を遅延した場合、契約者は支払うべき金額に対し、支払い期日の翌日からその完済に至るまで年14.6%の割合で計算した額を遅延損害金として当社に支払うものとします。

5.当社の料金計算においては、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨てます。

6.当社は、契約者から支払われた料金については、一切返金を行わないものとします。

7.当社が定める料金には、日本放送協会(NHK)の受信料(地上契約、衛星契約)は含まれません。

#### 第12条(最低利用期間)

当社は、契約の態様に応じて別に定める最低利用期間を設ける場合があります。その場合、利用期間は、サービスの利用を開始した日の属する月の翌月を起算月とし、解約または契約の解除があった日の属する月までの月数で算定いたします。

2.契約者は、前項の最低利用期間内に解約または契約の解除があった場合、当社が定める期日までに、別表の料金表の定めにより違約金を支払うものとします。

#### 第13条(地位の承継)

相続または法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、速やかに当社所定の書式により当社に届け出るものとします。

2.前項の場合、相続人が二人以上あるときは、そのうち一人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3.前項の規定による代表者の届け出があるまでの間、当社はその相続人のうち一人を代表者として扱います。

#### 第14条(STBの譲渡)

契約者が相続や合併等によらず第三者にSTBを譲渡する場合は、当社所定の書式により事前に当社に届出るものとします。この場合、当社は契約者が契約に係る一切の債務を履行していることを条件に承諾し、契約者は、CASカードを当社に返却するものとします。ただし、当社からSTBの貸与を受けている場合は譲渡することはできません。

2.前項によりSTBを譲り受けた者は、新たに当社と契約を締結する必要があります。この場合、当社は第6条(契約の成立)に準じて取り扱います。

#### 第15条(設置場所の変更)

契約者がSTBの設置場所を変更する場合、当社所定の書式により当社に速やかに届け出るものとします。この場合、当社は第6条(契約の成立)に準じて取り扱います。

2.前項によるSTBの設置場所変更に関する工事は、当社が指定する者が行うこととします。

3.STBの設置場所変更後、STBまたは専門チャンネル等サービスのご利用ができない場合でも、利用料の返金はいたしません。

#### 第16条(契約書の記載事項変更)

契約者は、前二条のほか、契約書の記載事項に変更があったときは、これを証

明する書類を添えて当社所定の書式により当社に速やかに届け出るものとします。

#### 第17条(解約)

契約者は、契約を解約しようとするときは、所定の書式により、解約希望日の10日前までに当社に届け出るものとします。

2.契約者は、前項による解約を行う場合、当該解約日が属する月分のSTBまたは専門チャンネル等サービス利用料を支払うものとし、日割りによる精算は行わないものとします。

3.契約者が基本サービスの権原を有しない集合住宅において、その権原を有する者により基本サービスが解約された場合、契約者によるSTB及び専門チャンネル等サービスの契約も解約となります。

4.当社は、契約者が第1項による解約を行う場合、当社が発行した保証金預り証(もしくは預託金証書)と引き換えに保証金を返還いたします。なお未払い、故意または過失による貸与したSTBの破損、紛失等があった場合は保証金を充当させていただきます。

#### 第18条(停止)

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、第4条(提供するサービス)第1項に定めるサービスの全部または一部を停止することができるものとします。

(1)当社が指定する期日を経過しても、当社が請求するSTB及び専門チャンネル等のサービスの料金等を支払わない(支払い期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事務所以外において支払われた場合であって、当社がその事実を確認できないときを含みます。)など、当社に対する債務の履行を契約者が怠ったとき

(2)前号に掲げるほか、当社が提供するすべてのサービスにおいて、その一部でも債務の履行を契約者が怠ったとき

2.前項の運用を行う場合、当社は貸与したSTB一式を回収することができるものとし、契約者はこれに協力するものとします。なお、契約者がSTBの回収に協力しない場合、契約者は別表の料金表に定める損害金を当社に支払うものとします。

3.第1項の適用を受けた契約者が滞納した料金等を支払った場合、当社は停止したサービスの提供を再開します。

4.第1項によるSTB及び専門チャンネル等サービスの停止後、その停止の要因を解消せずに、さらに3か月経過した場合は、当社はその契約を解除できるものとします。

5.当社は、本条の規定によるサービスの停止あるいは契約の解除をしようとするときは、あらかじめ当該契約者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

#### 第19条(提供するサービスの廃止)

当社は、業務上の都合により第4条(提供するサービス)第1項に定めるサービスを廃止することができるものとします。この場合、サービスを廃止する日をもって契約は終了するものとし、この日をサービスの利用終了日と定めるものとします。

2.前項の場合、当社は、契約者に対してサービスを廃止する1か月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知するものとします。

3.当社は、業務上の都合により別表の料金表に定めるサービス品目を任意の月の末日付で廃止することができるものとします。この場合、当社は前項に準じた告知を行います。

4.前項の場合、契約者は別のサービス品目へ変更を請求することができるものとし、変更の請求を行わなかった場合は、サービスを廃止する日をもって契約は解除となります。なお、廃止予定且つ受付を終了しているサービス品目への申し込みは出来ないものとします。

#### 第20条(免責事項)

当社は、次の各号に掲げる場合に契約者が何らかの不利益や損害を被っても、その責任は負いません。

(1)第4条(提供するサービス)第1項によるSTB及び専門チャンネル等サービスの内容が変更になった場合

(2)第4条(提供するサービス)第2項に定める視聴年齢制限を設けて提供するコンテンツを視聴年齢に満たない者が視聴した場合

(3)第4条(提供するサービス)第2項に定める暗証番号が契約者の過失によ

り漏洩した場合

- (4) 天災、事変、衛星の故障、気象変動・フェージング等による干渉障害、その他当社の管理が及ばない事由により、STB及び専門チャンネル等サービスの利用に影響が生じた場合
- (5) 当社の施設改修工事など、当社の事業運営上やむを得ない作業等により、STB及び専門チャンネル等サービスの利用に影響が生じた場合
- (6) 当社が、特定の契約者に対してSTB及び専門チャンネル等サービスの停止あるいは解除を行い、当該契約者が当社以外の放送事業者等に支払う受信料や視聴料金等が払い戻されないなど事態が生じた場合
- (7) 当社が提供する録画機能付STBにおいて、録画物及び録画物の再生機能に不具合が生じた場合や設置場所の変更、故障、解約などにより、録画機能付STBの交換や撤去を行った際に録画物が消失した場合

#### 第21条(受信異常)

当社は、契約者からSTB及び専門チャンネル等サービスの利用に異常がある旨の申し出があった場合、速やかにこれを調査し、必要な措置を講ずるものとします。ただし、契約者の受信機及び受信設備に起因する受信異常についてはこの限りではありません。

- 2.前項の受信異常の原因が契約者の設備による場合、契約者はその改修に要する費用を負担するものとします。
- 3.契約者の故意または過失により当社の施設に故障が生じた場合、当該契約者はその施設の改修に要する費用を負担するものとします。

#### 第22条(禁止事項)

契約者は、次の各号に定める行為を行わないものとします。

- (1) STBを契約者以外の第三者に貸与すること
- (2) 専門チャンネル等サービスを契約者以外の第三者に分配・配線等により供給すること
- (3) 本来の目的以外で当社の機器等を使用すること
- (4) 専門チャンネル等サービスの享受を可能にする目的で、当社が設置した設備、機器等以外の不正な機器等を利用すること
- (5) 個人的または家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、STB及び専門チャンネル等サービスを利用した不特定多数の者への映像等の上映、録画機その他の方法による複製及び係る複製物の上映、その他専門チャンネル等サービスに係る著作権及び著作隣接権等を侵害する行為
- (6) 本約款に違反する行為
- (7) その他当社の事業運営上支障を来す行為

2.当社は、契約者が前項に違反したと認められる場合、当該契約者に通知の上、STB及び専門チャンネル等サービスの停止もしくは契約の解除の措置を講ずることができるものとします。ただし、契約者の転居等都合により通知が到達できない場合には、当社は当該契約者に通知することなく解除等相応の措置を講ずることができるものとします。

3.前項にかかわらず、本条第1項第1号から第5号に違反した場合は、契約者が当社のサービスの提供を受け始めた年月に遡り、その期間の料金を別途当社に支払うものとします。

#### 第23条(契約者に係る情報の取り扱い)

当社は、STB及び専門チャンネル等サービスを提供するために必要となる契約者に係る情報(以下「個人情報」といいます。)、を、適法な手段によって収集し、適切に取り扱うものとします。また、契約者等が当社に紹介する被紹介者についても、契約者に準じて取り扱います。

2.当社は、前項により知り得た個人情報(氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所、請求書の送付先等)、及びその他当社が別に定める契約者に関する情報を、当社ホームページ等で公表する業務の遂行上必要な範囲を越えて利用しないものとします。

3.当社は、前項の利用目的に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託あるいは提携事業者と共同利用する場合があります。

4.当社は、次の各号に定める場合を除き、本人以外の第三者に個人情報を提供しないものとします。

- (1) お客様本人から同意を得た場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、お客様の同意を得る事が困難である場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要が

ある場合であって、お客様の同意を得ることが困難である場合

- (4) 国の機関若しくは地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、本人の同意をえることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合
- (5) 裁判官の発布する令状により強制処分として捜索・押収等がなされる場合
- (6) 警察、税務署等の法律上の照会権限を有する者からの照会(刑事訴訟法第197条、弁護士法第23条の2等)がなされた場合。ただし、通信の秘密に属する事項については提供しない
- (7) 契約者のサービス利用に係る債権、債務の特定、支払い及び回収のために必要な範囲でクレジット会社等の関係機関に個人情報を開示する場合
- (8) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)で認められている場合

#### 第24条(反社会的勢力の排除)

契約者は、契約者が現在次の各号のいずれかにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ
- (7) 特殊知能暴力団等
- (8) 前各号の共生者
- (9) その他前各号に準ずる者

2.前項に該当することが判明した場合、当社は本契約を解除できるものとします。

#### 第25条(契約者の責任)

契約者は、契約者自身はもとより、契約書に記載する使用者及び支払者に及ぶ契約履行に関する事項について、一切の責任を負うものとします。

#### 第26条(定めなき事項)

本約款に定めのない事項、あるいは疑義が生じた場合は、当社及び契約者は誠意をもって協議のうえ解決にあたるものとします。

附則(実施期日) 本約款は、平成25年1月1日より適用します。

附則(実施期日) 本約款は、平成28年5月21日より適用します。

附則(実施期日) 本約款は、平成29年5月15日より適用します。

附則(実施期日) 本約款は、平成29年10月1日より適用します。

附則(実施期日) 本約款は、令和3年7月1日より適用します。

附則(実施期日) 本約款は、令和4年6月1日より適用します。

附則(実施期日) 本約款は、令和4年6月30日より適用します。

附則(実施期日) 本約款は、令和6年4月1日より適用します。

附則(実施期日) 本約款は、令和8年7月1日より適用します。

#### クレジットカード支払いに関する特約

- 1.契約者は、契約者が指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて料金等を支払うものとします。
- 2.契約者は、契約者から申し出のない限り、継続して前項と同様に料金を支払うものとします。また、契約者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、契約者が届け出たクレジットカード以外のクレジットカード番号で代金請求をした場合も前項と同様に支払うものとします。
- 3.契約者は、当社に届け出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。
- 4.契約者は、契約者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、契約者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社または契約者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除されても異議を申し立てられないものとします。

お客様が使用するケーブルテレビ用のセットトップボックス等(以下「CATV用受信機器」といいます)には、デジタル放送を受信するためのICカード(CATV専用B-CASカード)(以下「カード」といいます)が添付されています。このカードは、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ(B-CAS社)(以下「当社」といいます)が一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟(以下「JCTA」といいます)と契約し、JCTAを経由してご加入のケーブルテレビ局(以下「CATV会社」といいます)に配布しているものです。当社は、このカードを、この約款の契約(CATV専用B-CASカード使用許諾契約)に基づいてお客様に貸与します。お客様がCATV会社の用意する書面においてこの約款に同意すると、当社との間に契約が成立しますので、事前にこの約款を必ずお読みください。

#### 第1条(カードの使用目的)

このカードには、CATV用受信機器を制御する集積回路(IC)が内蔵されており、ご加入のCATV会社がカードの使用を認めたCATV用受信機器において、ご加入のCATV会社が行う地上デジタルテレビジョン放送、BSデジタル放送および110度CSデジタル放送の再送信、ならびに著作権保護に対応した自主放送(以下まとめて「放送サービス」といいます)を受信する目的で使用されます。

#### 第2条(カードの所有権と使用許諾)

このカードの所有権は、当社に帰属します。  
2. この契約に基づき、お客様およびお客様と同一世帯の方がこのカードを使用できます。

#### 第3条(カードの管理)

お客様は、このカードをCATV用受信機器に常時装着した状態で使用・保管し、カードが紛失、盗難、故障および破損することのないように十分注意してください。

#### 第4条(カードの故障交換等)

カードが原因と思われる受信障害が発生した場合は、ご加入のCATV会社に連絡してください。CATV会社は、カードの故障による受信障害の場合はそのカードを交換いたします。次の各号のいずれかに該当する場合は、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただく有償交換、それ以外の場合は無償での交換となります。

- (1)カードの使用を開始してから、3年以上経過している場合。
  - (2)カードの故障が、お客様の不適切な取扱いに起因するものである場合。
2. 当社に故意または重大な過失があった場合を除き、カードの故障により、第1条の放送サービスが受信できないことによる損害が生じても、当社はその責任を負いません。

#### 第5条(カードの破損、紛失、盗難等および再発行)

カードの破損、紛失または盗難等により、お客様がカードを使用できなくなった場合、ご加入のCATV会社に連絡してください。CATV会社は所定の手続きに基づいてカードの再発行を行います。この場合、お客様は、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただきます。

#### 第6条(カードの交換依頼)

カードの不具合やシステム変更(バージョンアップ)等、当社の都合によりカード交換が必要となった場合、ご加入のCATV会社を通じてお客様にカード交換をお願いすることがあります。

#### 第7条(不要になったカードの処置等)

ケーブルテレビの加入契約解除等によりカードが不要となった場合は、ご加入のCATV会社にカードを返却してください。カードの返却があった場合、この契約は終了します。

#### 第8条(禁止事項)

- このカードを、第1条のカードの使用目的に反して、ご加入のCATV会社がカードの使用を認めたCATV用受信機器以外の受信機器に使用し、あるいはご加入のCATV会社が行う放送サービスの受信以外の目的に使用することはできません。
2. カードの複製、分解、改造、変造若しくは改ざん、またはカードの内部に記録されている情報の複製若しくは翻案等、カードの機能に影響を与え、またはカードに利用されている知的財産権の侵害に繋がる恐れのある行為を行うことはできません。
  3. カードを日本国外に輸出または持ち出すことはできません。
  4. カードを第三者にレンタル、リース、賃貸または譲渡することはできません。

#### 第9条(損害賠償)

お客様が第8条に違反する行為を行い当社に損害を与えた場合、当社は、お客様に対し損害の賠償を請求することがあります。

#### 第10条(約款の変更)

この約款は変更することがあります。この約款の変更事項または新しい約款については、当社のホームページ(<http://www.b-cas.co.jp>)に掲載します。

#### [別表] カード再発行費用

- 第4条第1項および第5条に規定するカード再発行費用2,160円(消費税込み)以下でCATV会社の定めによる
2. 前項のカード再発行費用は、ご加入のCATV会社へお支払いいただきます。

## STB及びCATV専門チャンネル料金表

価格は消費税 10%込みの表示です

## (1) STBに関する費用

品 目	料 金
パナソニック TZ-BDT920PW	79,200円/台
パナソニック TZ-LT1000BW	55,000円/台

## (2) STB貸与に関する費用

品 目	料 金
パナソニック TZ-LS500B	440円/月
パナソニック TZ-LT1500BW	660円/月

## (3) 工事に関する費用

区 分	料 金
標準工事費	4,400円/台
その他の工事費	上記以外の費用については別途見積りの上算定します

## (4) 諸費用

品 目	料 金	
B-CASカード再発行費	2,160円	
C-CASカード再発行費	2,200円	
リモート コントローラー	BDT920PW/LT1000BW	2,200円
	LS500B/LT1500BW	2,200円
	上記以外の品目については別に定めるものとします	

## (5) 違約金

契約態様	最低利用期間	違約金
STBの貸与を受けた場合	6か月	5,500円

## (6) 保証金

品 目	保証金(解約時返金)
パナソニック TZ-LS500B	10,000円/台
パナソニック TZ-LT1500BW	10,000円/台
KDDI ケーブルプラスSTB-2	10,000円/台

## (7) 月額利用料金

品 目	月額利用料金
エンジョイパックHDプラス	2,200円/台
エンジョイパック	2,090円/台
日本映画専門チャンネル HD	770円/台
衛星劇場 HD	2,095円/台
衛星劇場	1,980円/台
J SPORTS 1 HD	(4CHセット)2,515円/台 (J SPORTS 4のみ)1,430円/台
J SPORTS 2 HD	
J SPORTS 3 HD	
J SPORTS 4 HD	
J SPORTS 4	1,430円/台
テレ朝チャンネル1	660円/台
フジテレビONE スポーツ・バラエティ HD	(3CHセット)2,910円/台 (フジテレビNEXTのみ) 2,580円/台
フジテレビTWO ドラマ・アニメ HD	
フジテレビNEXT ライブ・プレミアム HD	
フジテレビONE スポーツ・バラエティ	
フジテレビTWO ドラマ・アニメ	(2CHセット)1,100円/台

品 目	月額利用料金	
時代劇専門チャンネル HD	770円/台	
キッズステーション HD	812円/台	
東映チャンネル HD	1,650円/台	
東映チャンネル	1,650円/台	
歌謡ポップスチャンネル HD	880円/台	
KNTV HD	3,300円/台	
Mnet HD	2,530円/台	
TAKARAZUKA SKY STAGE	2,970円/台	
グリーンチャンネル	(2CHセット)1,100円/台	
グリーンチャンネル 2		
プレイボーイチャンネル	(2CHセット)3,300円/台 (プレイボーイチャンネルのみレッドチェリーのみ) 2,750円/台	
レッドチェリー		
BS10プレミアム	1,980円/台	
WOWOWプライム※	(3CHセット)2,530円/台	
WOWOWライブ※		
WOWOWシネマ※		
satonoka 4K	サービスチャンネル/台	
satonoka TV		
日経CNBC		
テレ朝チャンネル2		
ジュエリー☆GSTV		
ショップチャンネル		
ガイド誌配送		220円/冊

※契約者と株式会社WOWOWとの直接契約となり、月額料金は株式会社WOWOWへ直接支払いととなります。

※別表1に記載しているメニューへの新規申込及び変更は終了いたしました。

## (8) 損害金

項 目	金 額(不課税)
パナソニック TZ-LS500B本体	24,000円
パナソニック TZ-LT1500BW本体	43,000円

附則(実施期日) この料金表は、平成30年12月1日より適用します。  
 附則(実施期日) この料金表は、令和2年4月1日より適用します。  
 附則(実施期日) この料金表は、令和2年8月1日より適用します。  
 附則(実施期日) この料金表は、令和3年4月1日より適用します。  
 附則(実施期日) この料金表は、令和3年7月1日より適用します。  
 附則(実施期日) この料金表は、令和3年9月1日より適用します。  
 附則(実施期日) この料金表は、令和4年2月1日より適用します。  
 附則(実施期日) この料金表は、令和4年6月1日より適用します。  
 附則(実施期日) この料金表は、令和4年6月30日より適用します。  
 附則(実施期日) この料金表は、令和5年8月15日より適用します。  
 附則(実施期日) この料金表は、令和6年4月1日より適用します。  
 附則(実施期日) この料金表は、令和6年6月1日より適用します。  
 附則(実施期日) この料金表は、令和7年6月1日より適用します。  
 附則(実施期日) この料金表は、令和7年10月1日より適用します。  
 附則(実施期日) この料金表は、令和8年4月1日より適用します。  
 附則(実施期日) この料金表は、令和8年7月1日より適用します。

## STB及びCATV専門チャンネル料金表

価格は消費税10%込みの表示です

## (1)STB貸与に関する費用

品目	料金
パナソニック TZ-LS500B	440円/月
パナソニック TZ-LT1500BW	660円/月
KDDI ケーブルプラスSTB-2	当社が定めるCATV専門チャンネルと同時に利用する場合 1,100円/月 上記以外の場合 1,650円/月
KDDI ケーブルプラスSTB-2 mini	440円/月

## (2)工事に関する費用

区分	料金
標準工事費	4,400円/台
その他の工事費	上記以外の費用については別途見積りの上算定します

## (3)諸費用

品目	料金	
B-CASカード再発行費	2,160円	
リモート コントローラー	LS500B/LT1500BW	2,200円
	ケーブルプラス STB-2	3,300円
	ケーブルプラス STB-2 mini	2,200円
	上記以外の品目については別に定めるものとします	

## (4)違約金

契約態様	最低利用期間	違約金
STBの貸与を受けた場合	6か月	5,500円

## (5)保証金

品目	保証金(解約時返金)
パナソニック TZ-LS500B	10,000円/台
パナソニック TZ-LT1500BW	10,000円/台
KDDI ケーブルプラスSTB-2	10,000円/台
KDDI ケーブルプラスSTB-2 mini	10,000円/台

## (6)月額利用料金

品目	月額利用料金
HDセットチャンネル	2,530円/台
日本映画専門チャンネル HD	770円/台
衛星劇場 HD	2,095円/台
J SPORTS 1 HD	(4CHセット)2,515円/台 (J SPORTS 4のみ)1,430円/台
J SPORTS 2 HD	
J SPORTS 3 HD	
J SPORTS 4 HD	
テレ朝チャンネル1 テレ朝チャンネル2	(2chセット)1,100円/台
フジテレビONE スポーツ・バラエティ HD	(3CHセット)2,910円/台 (フジテレビNEXTのみ) 2,580円/台
フジテレビTWO ドラマ・アニメ HD	
フジテレビNEXT ライブ・プレミアム HD	
時代劇専門チャンネル HD	770円/台
キッズステーション HD	812円/台
東映チャンネル HD	1,650円/台

品目	月額利用料金
WOWOWプラス	770円/台
歌謡ポップスチャンネル HD	880円/台
KNTV HD	3,300円/台
Mnet HD	2,530円/台
TAKARAZUKA SKY STAGE	2,970円/台
TBSチャンネル1 TBSチャンネル2	(2chセット)1,100円/台
グリーンチャンネル HD	(2CHセット)1,100円/台
グリーンチャンネル 2 HD	
プレイボーイチャンネル	(2CHセット)3,300円/台 (プレイボーイチャンネルのみレッドチェリーのみ)
レッドチェリー	2,750円/台
BS10プレミアム	1,980円/台
WOWOWプライム※	(3CHセット)2,530円/台
WOWOWライブ※	
WOWOWシネマ※	
satonoka 4K	サービスチャンネル/台
satonoka TV	
ジュエリー☆GSTV	
ショップチャンネル	
ガイド誌配送	220円/冊

※契約者と株式会社WOWOWとの直接契約となり、月額料金は株式会社WOWOWへ直接支払いとなります。

## (7)損害金

項目	金額(不課税)
パナソニック TZ-LS500B本体	24,000円
パナソニック TZ-LT1500BW本体	43,000円
KDDI ケーブルプラスSTB-2	47,000円
KDDI ケーブルプラスSTB-2 mini	22,000円

附則(実施期日) この料金表は、平成30年12月1日より適用します。  
 附則(実施期日) この料金表は、令和2年4月1日より適用します。  
 附則(実施期日) この料金表は、令和2年8月1日より適用します。  
 附則(実施期日) この料金表は、令和3年4月1日より適用します。  
 附則(実施期日) この料金表は、令和3年7月1日より適用します。  
 附則(実施期日) この料金表は、令和3年9月1日より適用します。  
 附則(実施期日) この料金表は、令和4年2月1日より適用します。  
 附則(実施期日) この料金表は、令和4年6月1日より適用します。  
 附則(実施期日) この料金表は、令和4年6月30日より適用します。  
 附則(実施期日) この料金表は、令和5年8月15日より適用します。  
 附則(実施期日) この料金表は、令和6年4月1日より適用します。  
 附則(実施期日) この料金表は、令和6年6月1日より適用します。  
 附則(実施期日) この料金表は、令和7年6月1日より適用します。  
 附則(実施期日) この料金表は、令和7年10月1日より適用します。  
 附則(実施期日) この料金表は、令和8年4月1日より適用します。  
 附則(実施期日) この料金表は、令和8年7月1日より適用します。

# インターネット接続サービス利用契約約款

## 第1章 総則

### 第1条 (約款の適用)

株式会社日本ネットワークサービス(以下「当社」といいます。)は、株式会社日本ネットワークサービスインターネット接続サービス(以下「NNSインターネット接続サービス」といいます。)利用契約約款(以下「契約約款」といいます。)及び別に掲げる料金表により、NNSインターネット接続サービスを提供します。

### 第2条 (契約約款の変更)

当社は、当社ホームページへの掲載等当社所定の方法によりあらかじめ契約者に対して変更内容を告知することにより、契約約款の変更をすることができます。この場合、料金その他の提供条件は変更後の契約約款によります。

### 第3条 (用語の定義)

この契約約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの附属設備
電気通信回線	契約者が電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
インターネット接続サービス	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス
契約	当社からインターネット接続サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と契約を締結している者
契約者回線	当社との契約に基づいて設置される電気通信回線
端末接続装置	端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備
端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)または同一の建物内であるもの
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関して協定等を締結している電気通信事業者
技術基準	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)で定める技術基準
消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

### 第4条 (提供区域)

NNSインターネット接続サービスは、電気通信事業法(以下「事業法」といいます。)第9条に基づき総務大臣の登録を受けた区域において提供します。  
2.前項に定める提供区域の詳細は、当社が別途定めるところによります。

## 第2章 契約

### 第5条 (契約の単位)

当社は、契約者回線一回線ごとに一の契約を締結します。この場合、契約者は一の契約につき一人に限ります。

### 第6条 (サービス品目)

NNSインターネット接続サービスの品目は、別に掲げる料金表のとおりとします。

### 第7条 (契約者回線の終端)

当社は、契約者が指定した場所内の建物または工作物において、端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。  
2.当社は前項の設置場所を定めるときは、契約者と協議します。  
3.契約者回線に係る工事は、当社が指定した者が行います。  
4.端末接続装置は当社の所有とし、契約者に貸与します。  
5.契約者は、契約が解除となったときは、速やかに端末接続装置を当社に返還するものとします。

### 第8条 (利用申し込み)

NNSインターネット接続サービスの契約の申し込み(以下「利用申し込み」といいます。))は、当社所定の書式に必要事項を記入し、当社に提出して行うものとします。

### 第9条 (利用申し込みの承諾)

当社は、利用申し込みがあったときは、原則として受け付けた順序に従って承諾します。  
2.当社は、前項の規定にかかわらず、当社の業務遂行上の都合により、承諾

の順序を変更、または延期することがあります。

- 3.当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用申し込みを承諾しないことがあります。
  - (1)契約者回線の設置あるいは保守が、技術上または当社の業務遂行上著しく困難なとき。
  - (2)契約者になろうとする者が、利用申し込みに係る契約上の義務を怠る、あるいはこの契約約款に違反するおそれがあることが明らかであるとき。
  - (3)契約者になろうとする者が、当社への債務の履行を現に怠り、または怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
  - (4)利用申し込みに必要な当社所定の書式への記載事項に不備がある、あるいは虚偽の事実を記載したとき。
  - (5)契約者になろうとする者が、未成年者、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られないとき。
  - (6)その他当社の業務遂行上著しい支障があるとき。

### 第10条 (初期契約解除制度)

契約者は、サービスの提供開始日から起算して8日を経過するまでの間、書面により契約の解除(以下「初期契約解除」といいます。)を行うことができます。なお、その効力は契約者が当該書面を当社に発したときに生じます。

- 2.前項の場合、当社は契約者に対し、本契約の解除までの期間において提供したサービスの料金、事務手数料、及びサービス提供のために必要な工事を実施している場合における当該工事費用等、法令の定める範囲に限り請求できるものとします。
- 3.本契約に関して当社が金銭等を受領している場合、当該金銭等(前項で定める料金等を除きます)をお客様に返還します。
- 4.当社は、次の各号に該当するときは、契約を解除できる旨を記載した書面を交付します。この場合、契約者が当該書面を受領した日から起算して8日間は契約を解除することができます。
  - (1)当社が初期契約解除について不実のことを告げたことにより、契約者が告げられた内容が事実であると誤認したとき
  - (2)当社が交付した書面に初期契約解除の記載がなかったとき

### 第11条 (契約事項の変更)

契約者は、サービス品目等の変更を請求することができます。  
2.当社は、前項の請求があったときは、第8条(利用申し込み)及び第9条(利用申し込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。この場合、「利用申し込み」を「変更の請求」と読み替えるものとします。

### 第12条 (契約者回線の移設、移転)

契約者は、契約者の負担により、同一の構内または同一の建物内において契約者回線の移設を請求できます。  
2.契約者回線の移設先が前項に定める場所以外である場合、当社は契約者回線の移転として取り扱うこととし、契約者は当社所定の書式により当社に届け出るものとします。この場合、契約内容の変更または制限がある場合があります。  
3.当社は、前二項の請求があったときは、第9条(利用申し込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。この場合「利用申し込み」を「移設または移転の要求」と読み替えるものとします。  
4.第1項及び第2項に係る工事は、当社が指定した者が行います。

### 第13条 (譲渡の禁止)

契約者は、この契約に基づいてNNSインターネット接続サービスを受ける権利を譲渡することはできません。

### 第14条 (地位の承継)

相続または法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、速やかに当社所定の書式により当社に届け出るものとします。  
2.前項の場合、相続人が二人以上あるときは、そのうち一人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。  
3.前項の規定による代表者の届け出があるまでの間、当社はその相続人のうち一人を代表者として扱います。

### 第15条 (利用の休止)

当社は、契約者から請求があったときは、NNSインターネット接続サービスの利用の休止(休止前と同じ状態で再利用することを条件に契約者回線あるいは端末接続装置を撤去または、利用できない状態にすることをいいます。以下、同じとします。)を行います。この場合、契約者は当社所定の書式により当社に届け出るものとします。  
2.休止の期間は1年を限度とします。  
3.休止の期間が1年を経過するまでに、契約者が新たにその休止または再利用の請求を行わない場合、その契約は解除されたものとします。  
4.休止に伴い、契約者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧に要する費用は契約者が負担するものとします。

### 第16条 (契約者が行う契約の解除)

契約者が契約を解除しようとするときは、解除希望日の1か月前までに、当社所定の書式により当社に届け出るものとします。  
2.前項による解除の場合、当社は、当社に帰する電気通信設備の資産等を

撤去いたします。

3.解除に伴い、契約者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧に要する費用は契約者が負担するものとします。

#### 第17条(当社が行う契約の解除)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該契約者との契約を解除することがあります。

- (1)第17条(提供の停止)の規定により、NNSインターネット接続サービスの提供を停止された契約者が、提供の停止期間中に、なおその事実を解消しない場合。
  - (2)電気通信回線の地中化等、当社または契約者の責に帰すべからざる事由により、当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難で、NNSインターネット接続サービスの提供が継続できないとき。
- 2.当社は、前項の規定により契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを当社が適当であると判断する方法により通知します。
- 3.当社は、第1項の規定による解除の場合、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧に要する費用は契約者が負担するものとします。

### 第3章 提供の制限等

#### 第18条(提供の停止)

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、期間を定めてNNSインターネット接続サービスの提供を停止することがあります。

- (1)当社が指定する期日を経過してもNNSインターネット接続サービスに係る料金等を支払わない(支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事務所以外において支払われた場合であって、当社がその事実を確認できないときを含みます。)など、当社に対する債務の履行を契約者が怠ったとき。
  - (2)前号に掲げる他、当社が提供するすべてのサービスにおいて、その一部でも債務の履行を契約者が怠ったとき。
  - (3)契約成立後に第9条(利用申し込みの承諾)第3項第四号に該当することが判明したとき。
  - (4)契約約款に違反し、その改善の要求を受けた契約者が当社の指定する期間内に当該要求に応じないとき。
  - (5)事業法、事業法施行規則その他関係法令に違反して、当社の電気通信回線設備に端末設備、自営電気通信設備、他社回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線等を接続したとき。
  - (6)事業法、事業法施行規則その他関係法令に違反して、当社の検査を受けることを拒んだとき、または、その検査の結果、技術基準に適合していると認められない端末設備もしくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。
  - (7)前各号のほか、契約約款に違反する行為、NNSインターネット接続サービスに関する当社の業務遂行もしくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え、または与えるおそれのある行為を行ったとき。
- 2.当社は前項の規定により提供を停止しようとするときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 3.第1項各号に掲げる事由により、インターネット接続サービスの提供の停止したことにより契約者に損害または不利益が生じた場合、当社は何らの責任も負いません。

#### 第19条(提供の中断)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、NNSインターネット接続サービスの提供を中断することがあります。

- (1)当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
- (2)第20条(提供の制限)の規定によるとき。
- (3)前各号のほか、NNSインターネット接続サービスの業務遂行に著しい支障を与え、または与えるおそれがある事態が判明したとき。

#### 第20条(提供の制限)

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防もしくは救援、交通通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、NNSインターネット接続サービスの提供を制限することがあります。

- 2.契約者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為を行ったときは、NNSインターネット接続サービスの提供を制限することがあります。
- 3.前項の規定によるほか、当社は帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる当社所定のデータ通信等を検知し、当該データ通信等に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信サービスの速度や通信量を制限することがあります。
- 4.当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社または児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像及び映像について、事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で、当

該画像及び映像を閲覧できない状況に置くことがあります。

- 5.当社は、前項の措置に伴い必要限度で、当該画像及び映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。
- 6.当社は、前二項の措置については、児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報のみを対象とし、また、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ、違法性が阻却されると認められる場合に限り行います。

### 第4章 付加機能

#### 第21条(付加機能の提供)

当社は、契約者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。

- 2.当社は、前項の請求があったときには、第9条(利用申し込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

#### 第22条(付加機能の停止)

契約者は、付加機能を停止しようとするときは、当社所定の方法により当社に届け出ていただきます。

- 2.契約が休止もしくは解除になった場合、前項の規定にかかわらず、当社はその契約に係る付加機能を停止したものと取り扱います。

### 第5章 回線相互接続

#### 第23条(回線相互接続の請求)

契約者は、その契約者回線の終端においてまたはその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社または当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書式により当社に届け出ていただきます。

- 2.当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社または当社以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されることを除き、その請求を承諾します。

#### 第24条(回線相互接続の変更、廃止)

契約者は、前条(回線相互接続の請求)の回線相互接続を変更もしくは廃止しようとするときは、当社所定の書式により当社に届け出ていただきます。

- 2.前条(回線相互接続の請求)の規定は、回線相互接続の変更について準用します。

#### 第25条(相互接続事業者のインターネット接続サービス)

契約者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この契約約款に基づき料金を請求することを承認していただきます。

- 2.契約の解除があった場合は、その解除があったときに、当社の相互接続事業者のインターネット接続サービス利用契約についても解除があったものとします。

### 第6章 保守

#### 第26条(当社の維持責任)

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

#### 第27条(契約者の維持責任)

契約者は、端末設備または自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持することとします。

#### 第28条(設備の修理または復旧)

当社は、当社が設置した電気通信設備が故障、あるいは滅失した場合において、全部を修理または復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、当社が別に定める順序でその電気通信設備を修理または復旧します。

#### 第29条(契約者の切り分け責任)

契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備(当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備または自営電気通信設備を除きます。以下、この条において同じとします。)が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼働しなくなったときは、当該自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に対し当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をすることができます。

- 2.前項の確認に際して、契約者から請求があった場合には、当社または当社が指定する者は、当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者に知らせることとします。

- 3.当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者に通知した後、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備または自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を請求します。

4.前項の請求を受けた契約者は、当該請求に係る費用等を当社が指定する期日、方法により支払うものとします。

## 第7章 料金等

### 第30条(料金の適用)

当社が提供するNNSインターネット接続サービスに関する料金は、料金表に定めるところによります。

### 第31条(契約者の支払義務)

契約者は、その契約に基づいて当社がNNSインターネット接続サービスの提供を開始した日(付加機能の提供については、その提供を開始した日)の属する月から起算して、契約の解除があった日(付加機能の停止については、その停止があった日)の属する月までの期間(提供を開始した日と解除または停止があった日が同一の月である場合は1か月間とします。)について、当社が提供するNNSインターネット接続サービスの態様に応じて料金表に規定する利用料等の支払を要します。

2.前項の期間において、提供の停止などによりNNSインターネット接続サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払は、次によります。

- (1) 提供の停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。
- (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に掲げる場合を除き、NNSインターネット接続サービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払を要します。

区別	支払を要しない料金
1. 契約者の責めによらない理由によりNNSインターネット接続サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対するNNSインターネット接続サービスについての利用料等(その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます。)
2. 利用を休止したとき	利用の休止を行った日の属する月の翌月から起算して、再開した日の属する前月までの期間に対応するNNSインターネット接続サービスについての利用料等。ただし、次に掲げる場合は除きます。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 休止を行った日と再開した日が同一の月である場合</li><li>・ 休止を行った日と再開した日が連続した2暦月にまたがる場合</li></ul>

3.手続きに関する費用は、当社が当該手続きについて承諾したときに、契約者にその支払義務が生じます。

4.工事に関する費用は、工事が完了したときに生じます。ただし、工事の着手後完了前に解除等があった場合は、契約者はその工事に関して、解除等があった時まで必要とした部分について、当社が別に算定した額を負担することとします。

### 第32条(課金開始日等)

NNSインターネット接続サービスの月額利用料等の課金開始日は、契約者回線を設置し、その機能の正常性を確認した翌月の1日とします。

2.第11条(契約事項の変更)、第21条(付加機能の提供)等の規定によりサービス品目の変更等があった場合、変更後のサービス提供開始日及びその料金の適用日は、当社がその承諾をした翌月の1日とします。

3.当社は、契約に係る初期費用は当該契約成立後速やかに、その他月額利用料等は当該利用月の翌月で当社が別途定める日に、それぞれ請求します。

4.前項の請求を受けた契約者は、当該請求に係る料金等を当社が指定する期日、方法により支払うものとします。

### 第33条(端数処理)

当社の料金計算においては、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨てます。

### 第34条(消費税)

契約者が当社に対しサービスに関する債務を支払う場合において、支払いを要する額は、利用料等の額に消費税相当額を加算した額とします。

### 第35条(割増金)

契約者は、利用料等の支払を不正に免れた場合、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額を割増金として、当社に支払うものとします。

### 第36条(遅延損害金)

契約者は、料金その他の債務(遅延損害金を除きます。)について、支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年率14.6%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社に支払うものとします。ただし、支払期日の翌営業日から起算して10営業日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

## 第8章 損害賠償

### 第37条(責任の制限)

当社は、NNSインターネット接続サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、NNSインターネット接続サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下、この条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を補償します。

2.前項の場合において、当社はNNSインターネット接続サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後その状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するNNSインターネット接続サービスの利用料等の料金額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

3.第1項の場合において、当社の故意または重大な過失によりNNSインターネット接続サービスの提供をしなかったときは、前項の限りではありません。

### 第38条(免責)

当社は、契約者がNNSインターネット接続サービスの利用に関して損害を被った場合、前条(責任の制限)の規定によるほかは、何らの責任も負いません。

2.当社は、NNSインターネット接続サービスに係る設備その他電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事にあたって、契約者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

3.当社は、この契約約款等の変更により自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更(「改造等」といいます。以下、この条において同じとします。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、事業法の規定に基づき当社が定めるNNSインターネット接続サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件の設定または変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造等を要する場合、当社はその改造等に要する費用のうち、その変更した規定に係る部分に限り負担します。

## 第9章 雑則

### 第39条(承諾の限界)

当社は、契約者等から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、もしくは保守することが著しく困難であるとき、または料金その他債務の支払を現に怠りもしくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等、当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合、請求をした者にその理由を通知します。ただし、この契約約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

### 第40条(契約者に係る情報の取り扱い)

当社は、NNSインターネット接続サービスを提供するために必要となる契約者に係る情報(以下「個人情報」といいます。)を、適法手段によって収集し、適切に取り扱うものとします。また、契約者等が当社に連絡する被紹介者についても、契約者に準じて取り扱います。

2.当社は、前項により知り得た個人情報(氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所、請求書の送付先等)、及びその他当社が別に定める契約者に関する情報を、当社ホームページ等で公表する業務の遂行上必要な範囲を越えて利用しないものとします。

3.当社は、前項の利用目的に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託あるいは提携事業者と共同利用する場合があります。

4.当社は、次の各号に定める場合を除き、本人以外の第三者に個人情報を提供しないものとします。

- (1) お客様本人から同意を得た場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、お客様の同意を得る事が困難である場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、お客様の同意を得ることが困難である場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、本人の同意をえることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合
- (5) 裁判官の発布する令状により強制処分として捜索・押収等がなされる場合
- (6) 警察、税務署等当等の法律上の照会権限を有する者からの照会(刑事訴訟法第197条、弁護士法第23条の2等)がなされた場合。ただし、通信の秘密に属する事項については提供しない
- (7) 契約者のサービス利用に係る債権、債務の特定、支払い及び回収のために必要な範囲でクレジット会社等の関係機関に個人情報を開示する場合
- (8) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)で認められている場合

### 第41条(契約者の義務)

当社は、NNSインターネット接続サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等を無

償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。

2. 契約者は、当社または当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。
3. 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備の動作維持に必要な電気料金等について負担し、当該設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。
4. 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体等を連絡しないこととします。ただし、当社が特別に認める場合においてはこの限りではありません。
5. 契約者は、この契約約款の規定に違反して電気通信設備を亡失し、または毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他工事等に必要なる費用を支払うものとします。
6. 契約者は、当社から発行されたアカウントなどの各種IDやパスワード（以下「パスワード等」といいます。）の使用及び管理について一切の責任を負うものとします。なお、パスワード等を紛失、失念した場合は、速やかに当社に申し出て指示に従うものとします。
7. 契約者は、他の国内外のネットワークを経由して通信を行う場合、経由する全てのネットワークの規則に従うものとし、NNSインターネット接続サービスを利用しなされた一切の行為及びその結果について、当該行為を自己が行ったか否かを問わず、責任を負うものとします。
8. 契約者は、当該契約の履行に関する事項について、一切の責任を負うものとします。
9. 契約者は、NNSインターネット接続サービスの利用にあたって、次の各号に定める禁止行為を行わないものとします。
  - (1) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
  - (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
  - (3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
  - (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
  - (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
  - (6) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品）もしくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為
  - (7) 販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為
  - (8) 貸金業を営む登録を受けずに、金銭の貸付の広告を行う行為
  - (9) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
  - (10) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
  - (11) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
  - (12) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
  - (13) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
  - (14) 当社または他者の設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
  - (15) 違法な賭博、ギャンブルを行わせ、または違法な賭博、ギャンブルへの参加を勧誘する行為
  - (16) 違法行為（けん銃等の譲渡、鉄砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為
  - (17) 人の殺害現場等の残忍な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
  - (18) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
  - (19) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
  - (20) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をしてウェブページに掲載等させることを助長する行為
  - (21) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断

## した行為

### 第42条（反社会的勢力の排除）

契約者は、契約者が現在次の各号のいずれかにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ
- (7) 特殊知能暴力団等
- (8) 前各号の共生者
- (9) その他前各号に準ずる者

2. 前項に該当することが判明した場合、当社は本契約を解除できるものとします。

### 第43条（情報の削除等）

当社は、契約者によるNNSインターネット接続サービスの利用が第40条（契約者の義務）第9項の各号に該当する場合、当該利用に関し他者から当社にクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由でNNSインターネット接続サービスの運営上不適当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- (1) 第41条（契約者の義務）を遵守するよう要求します。
  - (2) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します。
  - (3) 表示した情報を削除するなどの対策実施を要求します。
  - (4) 事前に通告することなく、契約者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置きます。
  - (5) 前各号の他、当社がクレーム等を解消するために適切と判断する措置を講ずるよう要求します。
2. 前項の措置は契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

### 第44条（関連法令の遵守）

当社は、契約約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

### 第45条（技術的事項及び技術資料）

当社は、当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所において、NNSインターネット接続サービスに係る基本的な技術的事項及び契約者がNNSインターネット接続サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

附則（実施期日）この契約約款は、平成27年10月1日より適用します。

附則（実施期日）この契約約款は、平成28年2月1日より適用します。

附則（実施期日）この契約約款は、平成28年5月21日より適用します。

附則（実施期日）この契約約款は、平成29年6月15日より適用します。

附則（実施期日）この契約約款は、平成29年10月1日より適用します。

附則（実施期日）この契約約款は、令和2年3月31日より適用します。

附則（実施期日）この契約約款は、令和8年7月1日より適用します。

### クレジットカード支払いに関する特約

1. 契約者は、契約者が指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて料金等を支払うものとします。
2. 契約者は、契約者から当社に申し出のない限り、継続して前項と同様に料金等を支払うものとします。また、契約者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、契約者が届け出たクレジットカード以外のクレジットカード番号で代金請求をした場合も前項と同様に支払うものとします。
3. 契約者は、当社に届け出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。
4. 契約者は、契約者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、契約者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社または契約者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除されても異議を申し立てられないものとします。

# インターネット接続サービス 料金表

価格は消費税 10%込みの表示です

## (1) 手続きに関する費用

区分	料金
登録料	3,300円
アカウント変更料	3,300円
再開料※1	3,300円
移転手数料	2,200円

## (2) 工事に関する費用

区分	料金
引込線敷設 工事費※2	TV基本サービス利用者※3 11,000円 上記以外 17,600円
回線工事費※4 (端末接続装置(D-ONU)設置のみ)	16,500円 (5,500円)
インターネット接続設定料※5	3,300円
Wi-Fiルーター(レンタル)接続設置費	3,300円
撤去費※6	3,300円
その他の工事費	上記以外の費用については 別途見積りの上算定します。

※1 「利用の休止」状態から、再利用する場合の費用となります ※2 引込線敷設が必要な場合に限りです ※3 当社が別途定める「ケーブルテレビ利用契約約款」第1条に定めるサービスを現に利用している方を指します ※4 宅内線及び端末接続装置(D-ONU)設置に係る工事を指します ※5 お客様ご自身で設定する場合には必要ありません ※6 契約者からの求めによる屋内配線の撤去費用を指します

## (3) 月額利用料金

品目	内容	月額利用料金(税込)			
		標準料金	同一の引込線によって特定のサービスと合わせて利用している場合の料金 <sup>(1)</sup>		
			TV <sup>(2)</sup>	TV+TEL <sup>(2,3)</sup>	TEL <sup>(3)</sup>
光4	最大4Mbpsまでの符号伝送が可能なもの	1,980円	1,650円	1,210円	1,980円
光24	最大24Mbpsまでの符号伝送が可能なもの	3,960円	1,980円	1,540円	3,520円
光100	最大100Mbpsまでの符号伝送が可能なもの	4,400円	2,750円	2,310円	4,290円
光300	最大300Mbpsまでの符号伝送が可能なもの	4,950円	3,850円	3,410円	4,840円
光1ギガ	最大1Gbpsまでの符号伝送が可能なもの	5,500円	4,950円	4,510円	5,390円
光IPOneコース	特定のグローバルIPアドレスを割り当て、最大24Mbpsまでの符号伝送が可能なもの	8,470円			
	特定のグローバルIPアドレスを割り当て、最大100Mbpsまでの符号伝送が可能なもの	9,460円			
	特定のグローバルIPアドレスを割り当て、最大300Mbpsまでの符号伝送が可能なもの	10,560円			
	特定のグローバルIPアドレスを割り当て、最大1Gbpsまでの符号伝送が可能なもの	11,660円			

(4) 付加的な機能の提供に係わる料金

付加的な機能	料金 (税込)
Wi-Fiオプション(D-ONU一体型)	月額330円
Wi-Fiルーター(レンタル)	月額330円(1台につき)
電子メールアカウント	1アカウントは無料 追加1アカウント毎に月額330円
ホームページサーバ容量	500MBまでは無料
ホームページ簡単作成サービス “easy my web”	無料(利用容量上限200MBまで)
迷惑メールブロックサービス	無料
有害サイトブロックサービス	無料
webメールサービス	無料
メール転送サービス	無料
グローバルIPアドレス	1IPアドレスは無料 追加1IPアドレス毎に月額550円(追加上限は7IPアドレスまで) ※ ただし、光IPOneコース及びIPOneコースの場合は追加1IPアドレス毎に 月額1,100円(追加上限は7IPアドレスまで)
ウイルスセキュリティ	1の契約毎に月額330円(動作保証されているOS環境の端末設備 5台まで) ※ 当サービスは、ウイルスの検知及び駆除又は削除として、完全な機能を果たす ことを保証するものではありません。
リモートサポートサービス	月額550円 年中無休 9:00～21:00(何度でも利用可能)

(5) 機器損害金

区分	料金(不課税)
D-ONU本体	5,500円
D-ONU・ACアダプター	2,300円
Wi-Fiルーター本体(レンタル用)	5,500円

附則

1. この料金表は平成27年10月1日より適用します。
2. この料金表は平成27年12月1日より適用します。
3. この料金表は平成28年2月1日より適用します。
4. この料金表は平成29年6月15日より適用します。
5. この料金表は平成29年10月1日より適用します。
6. この料金表は平成29年11月1日より適用します。
7. この料金表は平成30年4月1日より適用します。
8. この料金表は令和元年5月1日より適用します。
9. この料金表は令和2年8月1日より適用します。
10. この料金表は令和2年10月1日より適用します。
11. この料金表は令和3年4月1日より適用します。
12. この料金表は令和4年2月1日より適用します。
13. この料金表は令和4年6月1日より適用します。
14. この料金表は令和5年2月1日より適用します。
15. この料金表は令和5年8月15日より適用します。
16. この料金表は令和6年9月1日より適用します。
17. この料金表は令和7年10月1日より適用します。
18. この料金表は令和8年7月1日より適用します。